平成２３年（フ）第８０５号
熊本県宇土市三拾町144―30　アーバンU101号、住民票上の住所熊本市城南町島田744番地３
債務者　田中　徹也
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１１１号
熊本市花立６丁目５番24号
債務者　山中まゆみ
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１３６号
熊本市富合町大町1030番地２
債務者　野口　綱子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第７号
大分県日田市大字高瀬348番地２　リバティー西邑202号
債務者　江田　　忍（旧姓中谷）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第１３３号
千葉県我孫子市布佐西町60番地の２　Ｂ―103号コンフォルタブルＢ
債務者　向後　敏夫
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１３９号
千葉県流山市大字西深井840番地の７　第２パークハイツ202
債務者　出山　　健
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１６９号
千葉県流山市東初石３丁目107番地の79　グリーンハイツ長妻103
債務者　草野　信雄
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１７０号
千葉県流山市東初石２丁目148番地　タウンハウス202
債務者　草野　秀美
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１７号
香川県善通寺市原田町276―７、住民票上の住所香川県仲多度郡多度津町堀江３丁目７番84―２―203号
債務者　宍戸　　晶
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第２１号
香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁55番地７　ＲＧ宇多津駅前四番館902
債務者　長谷川哲也
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第３０号
香川県丸亀市飯野町東二甲1455番地　飯野ハイツ22号
債務者　柳生　清次
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第３１号
香川県丸亀市飯野町東二甲1455番地　飯野ハイツ22号
債務者　柳生　洋子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１１１６号
宮城県多賀城市大代１丁目２番１号
債務者　及川　篤史
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
宮城県気仙沼市中山80番地５
債務者　白幡　太一
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第１４号
宮城県気仙沼市赤岩老松165番地２
債務者　熊谷　勇一
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第９９号
千葉県船橋市宮本７丁目16番19号　スターコート１号
債務者　屋内　俊彦
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１５３号
千葉県市原市島野1887番地２　レオパレス東陽208号
債務者　蓬生　政志
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係